

# 新型コロナウイルス発生に伴う通学定期乗車券の払戻しについて

## ※鉄道定期券のお取り扱いとなります。

3月2日から当面の間、全国の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校について臨時休校とする旨の要請が政府から出されたことに伴いまして、下記の対応をいたします。

### 記

#### 1 趣旨

通学先の学校が休校となったことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも多くのお客様が外出を控えられるものと想定されますので、対象となる通学定期乗車券を払戻しされるお客様については、弊社窓口でのお申し出日にかかわらず、お客様の通学先の学校の「最終登校日」にお申し出いただいたものとしてお取り扱いをさせていただきます。

#### 2 対象となるお客様

新型コロナウイルス発生に伴い、通学先の学校（小学校、中学校、高等学校及びこれらに相当する特別支援学校等も含む）が休校になったため、通学定期乗車券（PASMO定期乗車券、磁気定期乗車券）の払戻しを希望されるお客様。

※通勤定期乗車券及び大学生相当のお客様は対象外です。

#### 3 払戻しの計算方法

特例により2020年2月28日以降の最終登校日の翌日を起算日として払戻しいたします。ただし、それ以降に当該通学定期券を使用した場合は対象外となります。

※定期乗車券の残りの有効期間が1か月未満の場合は対象外です。ただし有効開始日から7日以内の定期乗車券は対象となります。（有効期間が1か月以上残っている場合には、使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします。）

※学期定期乗車券は、残り日数により払戻しが可能な場合がございますので、払戻し取扱い駅へご確認下さい。

※通常の払戻し同様、手数料220円を頂きます。

#### 4 払戻し可能期間

払戻し可能期間は定期乗車券を発行の翌日から1年間です。

例) 2019年9月25日に発行した、2019年10月1日から2020年3月31日まで有効の定期乗車券の場合  
→払戻し可能期間は、2020年9月25日までとなります。

#### 5 払戻し取扱箇所

○常 総 線：取手駅、戸頭駅、守谷駅、水海道駅、下妻駅      ○竜ヶ崎線：竜ヶ崎駅

#### 6 ご注意いただきたいこと

- (1) 休校になった時点で使用していた定期乗車券をご持参ください。
- (2) 学校等から特別の証明等を提出いただく必要はございません。
- (3) 定期乗車券払戻し時には公的証明書等が必要となります。
- (4) 払戻しのために列車で取扱い駅へ行かれる場合は改札機を利用せずにご乗車下さい。